

経 済 産 業 省

20150813 貿 局 第 2 号
輸 出 注 意 事 項 27 第 19 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年8月31日

経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局 長 寺 澤 達 也

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月15日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

改 正 後				現 行			
1～6 （略）				1～6 （略）			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約 対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POP s 条約 対象
(1) ～ (24) （略）	(略)	(略)	(略)	(1) ～ (24) （略）	(略)	(略)	(略)
<u>(25) メタミドホス</u>	<u>10265-92-6</u>	<u>駆 除 剤</u>		<u>(新設)</u>			
<u>(26) ～ (31) （略）</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(25) ～ (30) （略）</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>(31) メタミドホス</u>	<u>10265-92-6</u>	<u>著しく有害な</u>	
						<u>駆除用製剤</u>	
(32) ～ (43) （略）	(略)	(略)	(略)	(32) ～ (43) （略）	(略)	(略)	(略)
2～5 （略）				2～5 （略）			
別紙第2・3 （略）				別紙第2・3 （略）			